

ジョブ・カードの見直し後のコンセプト案

資料2-2

(見直しの背景)

経済のグローバル化による競争の激化、少子高齢化など → 「人材力強化」が必要
産業構造の変化等 → 個人のキャリア・アップ、必要な分野への円滑な就職の支援等が必要

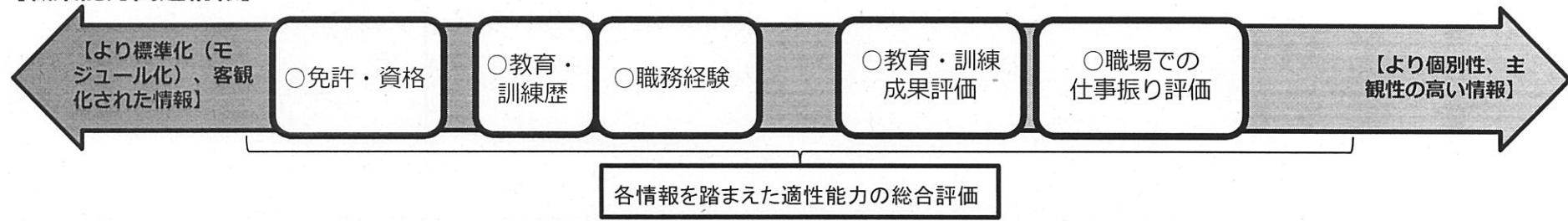


職業能力の見える化、職業人生を通じた職業能力開発、個人主導のキャリア形成などが重要

(ジョブ・カード見直し後の目的)

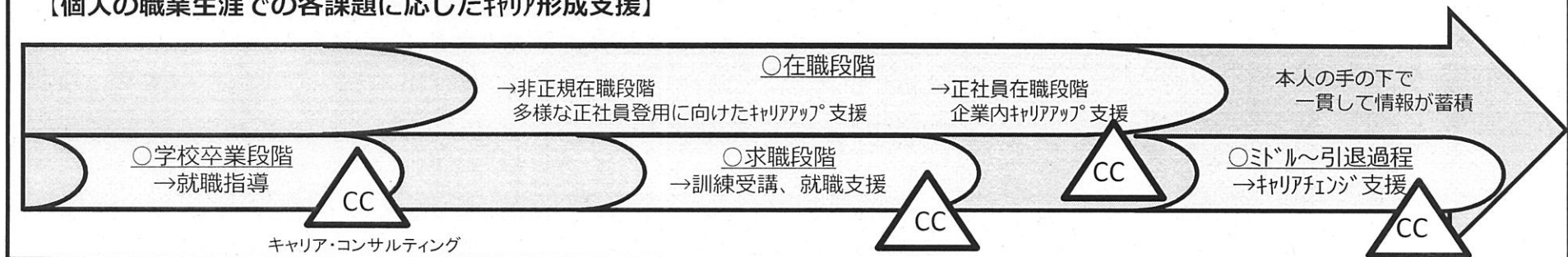
◆ 職業能力証明・応募ツール

○免許・資格、教育・訓練歴、訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価、職務経験等の職業能力の諸情報を蓄積し、場面・用途等に応じ情報を抽出・編集し応募書類等として活用する職業能力を「見える化」した「職業能力証明・マッチング」のツール
【職業能力関連情報】



◆ 生涯を通じたキャリア・プランニングのツール

○キャリア・コンサルタントの支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面で活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール
【個人の職業生涯での各課題に応じたキャリア形成支援】



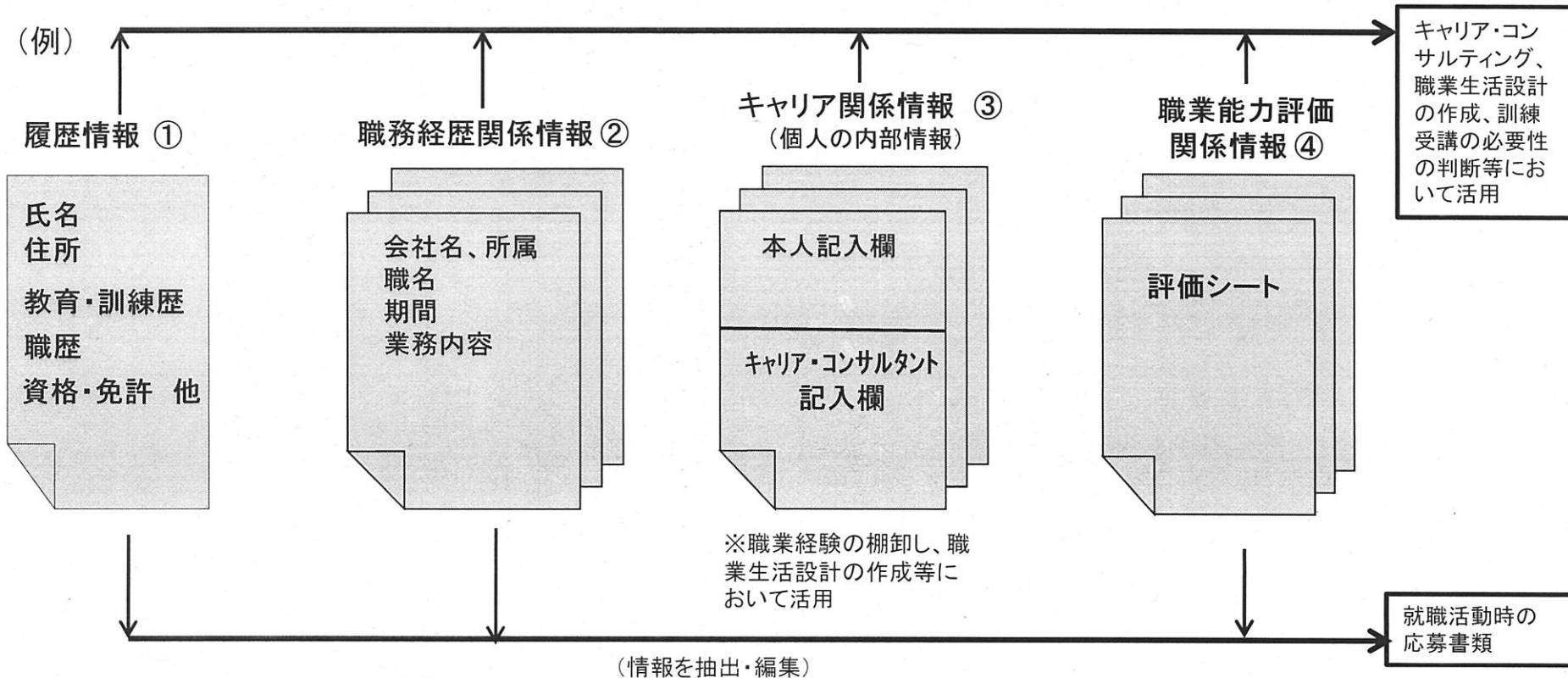
(上記目的に照らしての現行ジョブ・カードの主な課題)

- 1)ジョブ・カードは、求職・求人時において、職業能力評価関係情報と併せて、キャリア・コンサルタントが記載する外部に出しにくいキャリア形成上の課題を含めた情報、JIS規格の履歴書とは異なる様式による履歴情報などの各シートを分離せず、まとめて活用することを求めていること。
- 2)ジョブ・カードの様式は主に求職者、職業訓練受講者向けであり、必ずしも、労働者がキャリア・コンサルティングを受けキャリア形成支援のために活用したり、労働者の実務経験を評価(職場での仕事振りの評価)するための様式となっていないこと。

(見直し後の形態)案

様式等は、①キャリア・コンサルタントが記載するキャリア関係情報を原則、個人が活用する情報とすること、②労働者の活用も想定するなどの変更。

学生等の入職段階から職業生活を通じて、各関係情報を、個人が、独立させて、電子化して蓄積し、場面に応じて抽出・編集して活用(JIS規格の履歴書の様式にも編集可能など)。



現行のジョブ・カードと見直し案の比較

(目的)

◆現行：

求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行を目的としているが、活用の大部分は実践的な職業能力の習得のための訓練の場面であり、求職者と求人企業とのマッチングの場面での活用は低調

◆見直し案：

少子高齢化、産業構造の変化等に伴う、「人材力強化」、必要な分野への円滑な就職等のため、

- ① ヤリヤ・コンサルタントの支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニングのツール」
- ② 許・資格、教育・訓練歴、訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価、職務経験に関する職業能力関係情報を蓄積し、場面・用途等に応じ情報を抽出・編集し応募書類等として活用する「職業能力証明及び応募のツール」
とすること

(対象)

◆現行：主に職業訓練受講者が活用

◆見直し案：

職業訓練受講者のみならず、在職労働者、一般求職者等が職業生活を通じて継続して活用

（使用形態）

◆現行：

履歴情報（JIS規格の履歴書とは相違）、職務経歴情報、キャリア情報（外部に出しにくいキャリア形成上の課題等の情報を含む。）、能力評価情報の全てを、原則紙媒体にて、企業等に提出することを想定

◆見直し案：

- ① 学生等の入職段階から職業生活を通じて、履歴情報、職務経歴情報、キャリア関係情報、職業能力評価関係情報の各情報を、より簡素化した様式ごとに、独立させて、電子化し、個人が蓄積・保存
- ② キャリア・コンサルティング、就職活動などにおいて、個人が情報を抽出・編集（JIS規格の履歴書など）して活用
- ③ 様式は労働者の活用も想定すること、キャリア関係情報は、原則、個人が活用する情報とすることなど

（主な活用場面）

- ◆現行：職業訓練の際のキャリア・コンサルティングの成果の記載、職業訓練の評価の記載、助成金の申請など（求職活動時の応募書類としての活用は低調）

◆見直し案：

上記の他、

- ①在職労働者のキャリア・コンサルティングを通じた職務の棚卸し、職業生活設計の作成等の活用
- ②在職労働者の実務経験での職務能力の評価（職場での仕事振りの評価）での活用
- ③職業能力形成プログラム以外の教育訓練（インターンシップを含む）の成果の記載での活用
- ④能力評価情報を中心とした求職活動時の応募書類の作成活用
- ⑤離職予定の45歳未満の労働者等への求職活動支援書に準ずるものとしての活用などを追加

（活用促進策）

◆現行：

- ①雇用型訓練、中長期キャリア形成に関する助成金の要件
- ②職業能力形成プログラムでの活用の義務化

◆見直し案：

上記のほか、

- ①能力開発関係助成金での活用へのインセンティブの付与
- ②在職労働者の活用のための指導・援助
- ③キャリアプランニングのツールとしての公共職業安定所での活用の促進
- ④離職予定の中高年齢労働者等への「求職活動支援書」及び準ずるものとしての活用指導